

職域サポートカードローン

(『職域サポート制度』適用事業所限定ローン)

平成27年4月1日現在

商品名	職域サポートカードローン																		
ご利用いただける方	当金庫が適当と認め、次の条件を全て満たす方 ・20歳以上65歳未満の個人の方 ・職域サポート制度を導入した事業所にお勤めの経営者・従業員（パート・アルバイト等の非正規社員でも可）の方 ・一般社団法人しんきん保証基金の保証を得られる方																		
資金使途	自由（但し、事業性資金・旧債返済資金等を除く）																		
貸越極度額	100万円以内（10万円単位）																		
ご利用期間	3年（自動更新）																		
貸越利率	年10.0%（保証料込）																		
利息の計算方法	毎日の最終残高について付利単位を100円とし、1年を365日とする日割計算																		
ご返済方法	随時返済方式と定例返済方式 《定例返済方式の約定返済》 ① 毎月10日（休日の場合は翌営業日）を約定日とします ② 返済用預金口座（本人名義）から自動的に引き落とすものとします ③ 約定返済額は残高スライド方式とし、約定返済日の前日の貸越元金残高に応じ、下表の通りとします <table border="1"><thead><tr><th colspan="2">約定返済日前日の貸越元金残高</th><th>約定返済額</th></tr></thead><tbody><tr><td></td><td>10万円以下</td><td>3,000円</td></tr><tr><td>10万円超</td><td>30万円以下</td><td>5,000円</td></tr><tr><td>30万円超</td><td>50万円以下</td><td>10,000円</td></tr><tr><td>50万円超</td><td>100万円以下</td><td>20,000円</td></tr><tr><td>100万円超</td><td></td><td>30,000円</td></tr></tbody></table> ※毎月のご返済に加えて、任意のご返済も可能です	約定返済日前日の貸越元金残高		約定返済額		10万円以下	3,000円	10万円超	30万円以下	5,000円	30万円超	50万円以下	10,000円	50万円超	100万円以下	20,000円	100万円超		30,000円
約定返済日前日の貸越元金残高		約定返済額																	
	10万円以下	3,000円																	
10万円超	30万円以下	5,000円																	
30万円超	50万円以下	10,000円																	
50万円超	100万円以下	20,000円																	
100万円超		30,000円																	
保証人・担保	不要																		

職域サポートカードローン

(『職域サポート制度』適用事業所限定ローン)

苦情処理措置
紛争解決措置

- ・苦情処理措置
本商品の苦情等は、当金庫営業日に営業店または総務部（9時～17時、電話：096-355-6112）にお申し出ください。
- ・紛争解決措置
熊本県弁護士会（電話：096-325-0913）、鹿児島県弁護士会（電話：099-226-3765）、東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記総務部または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です。なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫総務部若しくは全国しんきん相談所にお問合わせください。